

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 令和3年10月27日  
最終更新日 令和4年3月30日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年10月1日
国立大学法人名		静岡大学
法人の長の氏名		日詰 一幸
問い合わせ先		総務部総務課 054-238-4405
		<a href="mailto:soumusoumu@adb.shizuoka.ac.jp">soumusoumu@adb.shizuoka.ac.jp</a>
URL		<a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/gov/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/gov/index.html</a>

**【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】**

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>令和3年度第4回経営協議会（令和3年9月22日開催）において、全原則の適合状況等について説明を行うとともに意見聴取を行い、令和3年度第5回経営協議会（令和3年10月15日～22日メール開催）において適合状況等に関する報告書を審議し、承認された。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p><b>【経営協議会からの意見】</b></p> <p>1. ガバナンス・コードの各原則において、実施状況が不十分と判断している原則への対応が必要であるが、既に対応は進んでいると思うので、引き続き尽力いただきたい。</p> <p><b>【意見への対応状況】</b></p> <p>1. 不十分となっている事項は年度末に達成できるように努力していく。</p>
監事による確認		<p>令和3年度第6回教育研究評議会（令和3年9月15日開催）及び令和3年度第4回経営協議会（令和3年9月22日開催）において、全原則の適合状況等について説明を行い、10月20日に意見聴取を行った。</p> <p>監事からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p><b>【監事からの意見】</b></p> <p>1. 不十分とした事項については、早期是正に向け鋭意検討を進められたい。</p> <p>2. 実施済とした事項についても、完全に定着化するまで基本に立ち返って日々点検を重ねられたい。</p> <p><b>【意見への対応状況】</b></p> <p>1. 不十分となった事項については、鋭意検討を進め、公表後に改善したものがあれば、改善した箇所、更新日を明確にした上で公表することとする。</p> <p>2. 対応済みの事項についても、適宜確認し、改善を要する事項があれば、対応していく。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p><b>【補充原則 1 - 2 ② IRの活用】</b></p> <p>中期目標・中期計画の策定にあたっては、IR室の活用等により、これまでの実績を収集・分析しながら取り組んでいる。また、中期計画を管理する進捗管理システムで、各部署の進捗状況や成果等を収集しているが、その内容の検証や、検証結果の活用については、検討が必要である。</p>
		<p><b>【補充原則 3 - 4 - 1 ① 監事の常勤化】</b></p> <p>本学の監事は、非常勤の2人体制であるため、改正された国立大学法人法に基づき、少なくとも1人を常勤化することになる。</p> <p>現監事の後任者の選考の際に検討する。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学では、本学の果たすべき役割や大学の方針を示した「静岡大学の理念と目標」を策定・公表するとともに、地域を志向した大学改革を推進することを宣言した「地域志向大学」宣言を公表している。また、中期目標・中期計画についても「静岡大学の理念と目標」等の内容が反映されたものとなっている。</p> <p>これらの目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みが整っている。</p> <p>静岡大学の理念と目標：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf</a>                      静岡大学の「地域志向大学」宣言：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/pdf/manifesto.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/pdf/manifesto.pdf</a>                      静岡大学の中期目標・中期計画一覧：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf</a></p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みを整えており、これらの検証結果等については「業務の実績に関する報告書」で公表している。</p> <p>業務の実績に関する報告書：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#b6">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#b6</a></p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>国立大学法人の運営に関しては、経営・教学双方について最終的な権限と責任を学長が有することを前提として、法令に則り、経営の重要事項は経営協議会、教育研究の重要事項は教育研究評議会の審議を経るプロセスとするなど、各組織等の権限と責任を明確にしている。</p> <p>各組織等の具体的な設置の趣旨、権限等については、学内規則で規定しており、それらを掲載した静岡大学規則集をWebで公表している。また、大学運営に関する主要な組織に関して、大学運営組織図を公表している。</p> <p>静岡大学規則集：  <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/</a>                      大学運営組織図：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/organization/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/organization/index.html</a></p>
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>「自由啓発・未来創成」の理念のもと、人類の未来と地域社会の発展に貢献する大学を目指し、「国立大学法人静岡大学における総合的な人事方針」（令和4年1月）を定めた。</p> <p>多様性・柔軟性・創造性のある大学を目指し、これらを尊重した法人経営を及び教育研究活動等を着実に推進するため、適正な人材の確保と人員配置に努めている。</p> <p>国立大学静岡大学における総合的な人事方針：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/total_jinji.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/total_jinji.pdf</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>国立大学法人静岡大学の中期計画において、予算、収支計画及び資金計画等を定めており、公式Webサイトで公開している。 中期目標・中期計画一覧： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2020/202004_3rd_list.pdf</a></p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>一会計年度の教育研究等に係る財務状況、運営状況、資金状況、活動状況等については、国立大学法人法に基づき「財務諸表」及び「事業報告書」を作成し公表している。また、本学独自の取り組みとして、ステークホルダーに本学の活動を身近に感じ、理解を深めていただくため、コストの説明や経年比較等の情報を加えた財務情報と教育研究等の取り組みについて紹介する「財務レポート」を作成し、公式Webサイトで公表している。  財務諸表等： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#zaimusyohyou">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#zaimusyohyou</a></p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>法人経営を担う人材の確保及び計画的な人材育成を図るため、「国立大学法人静岡大学における法人経営を担う人材の確保と育成方針」（令和4年1月）を定めた。 多様な知識や経験を有する者を学内外から法人経営を担う人材として確保するとともに、将来の法人経営を担う人材として期待される教職員を、積極的に副学長や学長補佐、部局長等に登用し、主要な会議に参加させることにより、法人経営を担うために必要なマネジメント力や専門性の向上を図っている。  国立大学法人静岡大学における法人経営を担う人材の確保と育成方針： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/jinzai_ikusei.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/jinzai_ikusei.pdf</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>理事を教育・附属学校園担当、研究・社会産学連携・情報担当、企画戦略・人事担当として、加えて非常勤理事を地域連携担当、ワークライフバランス・リスク担当として、副学長を総務・財務・施設担当、学生支援担当、リスク管理担当、評価・浜松キャンパス総合調整担当、ダイバシティ推進担当、国際戦略担当として任命している。将来の経営を担い得る人材を学長補佐に 3 人任命し、長期的な視点に立って経営人材の育成・確保を実践している。</p> <p>なお、理事のうち 2 人を、副学長のうち 1 人を学外者から任命して学内外から適材適所の人材を配置している。</p> <p>また、理事うち 1 人、副学長のうち 2 人、学長補佐のうち 1 人、女性を任命して男女のバランスを考慮している。</p> <p>理事、副学長、学長補佐の責任・権限について、本学Webサイトに公表している。</p> <p>役職員・副学長： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html</a></p>
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		<p>「国立大学法人静岡大学役員会規則」第3条において、学長は次の事項を決定するときは、役員会の議を経なければならないと定めている。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>役員会は、毎月（8月を除く）定例開催するとともに、迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催することにより、意思決定が的確に行われるようにしている。</p> <p>また、重要事項については、学長を議長とし理事を構成員に含めた大学運営会議や企画戦略会議において十分に討議を行った上で、教育研究評議会等の会議体において役員と部局長等が審議し、役員会に付議している。</p> <p>役員会の議事要旨については、本学Webサイトに公表している。</p> <p>諸会議議事録等： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/index.html</a></p>
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>理事のうち 2 人、副学長のうち 1 人を、外部経験を有する人材を任命し、学内外から適材適所の人材を配置している。また、理事のうち 1 人、副学長のうち 2 人、学長補佐のうち 1 人、女性を任命し、男女のバランスを考慮している。</p> <p>登用状況や経歴については、本学Webサイトに公表している。</p> <p>役職員・副学長： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の外部委員は、教育に深い知見・実践経験を有する方、自治体において行政や教育の経験を有する方、企業経営に知見・経験を有する方、大学の経営に知見・経験を有する方、法曹界等、法律関係に広い知見を有する方、その他、多様な知見・経験を有する方から選考しており、ダイバシティの観点も考慮している。また、全国的な視野、地域からの期待等の意見を的確に把握できるように選考している。</p> <p>経営協議会では、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員が出席できるようにあらかじめ翌年度の開催日程を提示している。また、原則会議開催日の1週間前に委員へ審議資料を送付し、事前に議題の内容を確認いただくことで、会議当日の十分な審議時間を確保している。</p> <p>経営協議会委員：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html#keiei">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/index.html#keiei</a>                      国立大学法人静岡大学経営協議会学外委員選考方針：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/senkouhoushin.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/senkouhoushin.pdf</a>                      国立大学法人静岡大学経営協議会における運営方法の工夫：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/uneihouhou.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/post/pdf/uneihouhou.pdf</a></p>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長候補者を選考する以前に求められる資質・能力及び選考手続きに関する選考基準（次期静岡大学長の選考に係る基準）を作成し、公表している。</p> <p>「国立大学法人静岡大学長選考規則」に基づき、選考については抱負等発表会による発表及び質疑応答に加え、面接を行うことにより、静岡大学の将来ビジョン、教育研究活動、地域などとの連携構想並びに大学運営に対する考え方を聴取し、これらの結果を踏まえ慎重に審議している。</p> <p>また、学長候補者を選考した後に選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>学長選考会議：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a>                      次期静岡大学長の選考に係る基準：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/pdf/criteria/selection_rule_20200515.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/pdf/criteria/selection_rule_20200515.pdf</a>                      国立大学法人静岡大学学長候補者の選考結果：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/20201020_kaiken.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/20201020_kaiken.pdf</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>「国立大学法人静岡大学長選考規則」第5条第1項において再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無を規定し、公表している。</p> <p>「学長の任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、再任の回数は原則として、1回とする。」</p> <p>学長選考会議：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a>            国立大学法人静岡大学長選考規則：  <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000085.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000085.htm</a></p>
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>「国立大学法人静岡大学長の解任手続に関する規則」により、法人の長の解任手続きを整備し公表している。</p> <p>学長選考会議：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a>            国立大学法人静岡大学長の解任手続に関する規則：  <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000545.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000545.htm</a></p>
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>「国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則」により、4年任期の2年終了時に中間評価を実施し、3年終了時に最終評価を実施して、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該結果を公表している。</p> <p>学長選考会議：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/index.html</a>            国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則：  <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000544.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000544.htm</a></p>
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>大学総括理事は置いていない。</p>
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>国立大学法人静岡大学内部統制規則を整備して、内部統制委員会を置き、内部統制担当役員から、内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策を審議している。</p> <p>国立大学法人静岡大学内部統制規則：  <a href="http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000603.htm">http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000603.htm</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法律に基づいて公表すべき事項については、本学Webサイトを設けて適切に実施している。</p> <p>また、大学運営、情報公開、調達情報、教育・研究・社会連携活動等の情報を本学Webサイトのトップページから直接リンクされており、サイドナビにわかりやすく分類して公表しているほか、各種刊行物（大学概要、大学広報誌【SUCCESS】等）でも、大学運営、教育・研究・社会連携活動等をわかりやすく公表している。</p> <p>さらに、プレスリリースにより新聞やテレビ媒体に積極的に情報発信している。</p> <p>本学Webサイトトップページ： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/index.html</a></p>
<p>補充原則4 - 1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>各学部・大学院・研究所、図書館・附属施設、学生生活、就職、入試、国際交流等の情報を各Webサイトを設け、本学Webサイトのトップページからリンクして公表している。さらに、トップページのヘッダー部分に「受験生向け、一般向け、官公庁・企業向け、卒業生向け、在学生向け」それぞれの対象に分類して直接リンクを貼り、わかりやすい工夫をしている。</p> <p>また、基本情報や各種データ等を掲載した「大学概要」、財務情報に加え、教育研究等の取り組みについて紹介する「財務レポート」、主に高校生・保護者を対象とした「総合案内（入試パンフレット）」、主に卒業生・地域社会・寄付者を対象とした「大学広報誌【SUCCESS】」等の各種刊行物についても、わかりやすい工夫をしたうえで公表している。</p> <p>本学Webサイトトップページ： <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/index.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則4 - 1 ②                      学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>1. 学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠</p> <p>(1) 本学では、多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、そのような人材を育成するため、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組むことを「理念と目標」として掲げ推進している。</p> <p>なお、本学の「理念と目標」は、公式Webサイトで公表している。                      静岡大学の理念と目標：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf</a></p> <p>(2) 「学位授与の方針」において、学位授与の条件として身に付けることが必要な資質や能力を示し、それらを学生が身に付けるために編成したカリキュラムの内容等を「教育課程編成・実施の方針」において示している。「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」は、公式Webサイトで公表している。                      静岡大学の3つの方針（ポリシー）／学部：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_f.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_f.html</a>                      静岡大学の3つの方針（ポリシー）／大学院：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_g.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/policy/index_g.html</a></p> <p>2. 学生の満足度</p> <p>学士課程及び修士課程の学生を対象に、2020年10月1日から11月16日を調査期間として「2020年度学びの実態調査」を実施した。この調査では、教育内容やカリキュラム（科目体系）等についての満足度を聴取し、集計結果の概要を以下サイトで公表している。                      学生の満足度 グラフ一覧：  <a href="https://ir.shizuoka.ac.jp/graph/area/satisfaction">https://ir.shizuoka.ac.jp/graph/area/satisfaction</a></p> <p>3. 学生の進路状況</p> <p>学生の進路状況については、公式Webサイトで公表している。</p> <p>(1) 学部生進路状況（令和2年度卒業（令和3年5月1日現在））：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_dept.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_dept.html</a></p> <p>(2) 大学院生進路状況（令和2年度修了（令和3年5月1日現在））：  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_graduate.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/education/career_graduate.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報  <a href="https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html">https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html</a></li> <li>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報                      該当なし</li> <li>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報                      該当なし</li> </ul>